


解体等工事を行う皆様へ

品川区内で解体等工事を行う際には下記の届出・掲示が必要です。
(裏面フロー図もご確認ください)

届出・掲示	届出・掲示の要件・時期	届出先
建設リサイクル法届出	建築物解体:床面積80㎡以上の場合 建築物新築:床面積500㎡以上の場合 建築物修繕・模様替え:工事金額1億円以上(税込) その他の工作物に関する工事:工事金額500万円以上(税込) 工事着手日の7日前までに届出を提出	建築課 監察担当 TEL:03-5742-6771 FAX:03-5742-6898
品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱 標識設置届・説明会等報告書	建築物の床面積の合計が80㎡以上の解体工事が適用。 ・標識の設置(工事着手日の10日前または14日前までに) ※14日前までの標識設置は次のア～ウのいずれかに該当するもの ア:床面積500㎡以上の場合 イ:階数が3以上(木造を除く) ウ:地階(半地下を除く)を有するもの ・説明会の開催等(工事着手日の7日前までに) 近隣住民に解体工事計画の内容について説明。 ※上記ア～ウに該当する場合は説明会の開催が必要。 	住宅課 開発指導担当 TEL:03-5742-6926 FAX:03-5742-6963
大気汚染防止法等にもとづくアスベストの事前調査・報告・掲示届出	すべての解体・改修等工事が対象 ・石綿(アスベスト)の有無についての事前調査の実施 ・下記該当は事前調査結果の報告(調査実施後速やかに) 建築物解体:床面積80㎡以上 建築物改修(リフォーム):請負代金合計100万円以上(税込) 工作物解体・改修:請負代金合計100万円以上(税込) ※報告は原則、石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp から実施	環境課 指導調査係 TEL:03-5742-6751 FAX:03-5742-6853
騒音規制法・振動規制法 特定建設作業実施届	さく岩機(ブレーカー)作業等を行う場合: 工事着手日の中7日前(8日前)までに特定建設作業実施届を提出	

↓ 裏面もご確認ください ↓

令和4年3月改訂

品川区内で解体等工事の実施に必要な届出・掲示

建築課

根拠法令: 建設リサイクル法

住宅課

根拠法令: 品川区建築物の解体工事計画の
事前周知に関する指導要綱

環境課

根拠法令: 大気汚染防止法(大防法)・
騒音規制法・振動規制法・
東京都環境確保条例(都条例)

アスベスト
事前調査
・報告

大防法: アスベスト事前調査の実施
(発注者に事前調査結果を書面で説明する)
下記該当は事前調査結果の報告も実施
建築物解体: 床面積80㎡以上
建築物改修(リフォーム): 請負代金合計100万円以上(税込)
工作物解体・改修: 請負代金合計100万円以上(税込)

14日前

建築物解体: 床面積80㎡以上でア〜ウに該当する場合
ア: 床面積500㎡以上の場合
イ: 階数が3以上(木造を除く)
ウ: 地階(半地下を除く)を有するもの
(設置後速やかに**標識設置届**の提出)

レベル1、2のアスベストがある場合
大防法: 特定粉じん排出等作業実施届出書
都条例: 石綿飛散防止方法等計画届出書
の提出

10日前

建築物解体: 床面積80㎡以上で上記ア〜ウ以外のもの
(設置後速やかに**標識設置届**の提出)

中7日前
(8日前)

さく岩機(ブレーカー)作業等を行う場合
騒音規制法・振動規制法:
特定建設作業実施届出の提出
(工事着手日の中7日前まで)

7日前

建築物解体: 床面積80㎡以上の場合
建築物新築: 床面積500㎡以上の場合
建築物修繕・模様替え: 工事金額1億円以上(税込)
その他の工作物に関する工事: 工事金額500万円以上(税込)
建設リサイクル法届出の提出
(工事着手日の7日前まで)

説明会等の実施
(説明終了後速やかに**説明会等報告書**の提出)

大防法:
アスベスト事前調査結果の掲示
(工事着手日までに)
→掲示の様式はHPを参照

解体等工事着手

問い合わせ先

建築課監察担当
TEL: 03-5742-6771
FAX: 03-5742-6898

住宅課開発指導担当
TEL: 03-5742-6926
FAX: 03-5742-6963

環境課指導調査係
TEL: 03-5742-6751
FAX: 03-5742-6853